

会議録

会議の名称	令和5年度第4回川越市環境審議会
開催日時	令和5年12月26日(火) 午前10時00分 開会 ・ 午前11時43分 閉会
開催場所	川越市役所 7階 第1・5委員会室
議長(会長) 氏名	議長:小瀬 博之
出席者(委員) 氏名(人数)	<p>【1号委員】 ・小島 洋一 ・糸 真美子 ・鈴木 謙一郎 ・牛窪 喜史 ・中村 文明 ・高橋 剛 ・小瀬 博之</p> <p>【2号委員】 ・高木 瞳 ・中島 英夫 ・福原 時夫</p> <p>【3号委員】 ・小田島 隆 ・増田 知久 ・宮岡 寛 ・宮崎 千鶴</p> <p>【4号委員】 (14名)</p>
欠席者(委員) 氏名(人数)	<p>【1号委員】 ・池浜 あけみ ・濱口 恵子 ・吉村 千鶴子</p> <p>【2号委員】</p> <p>【3号委員】 ・齊藤 正身 ・坂口 孝 ・鈴木 崇弘</p> <p>【4号委員】 ・野々部 勝 (7名)</p>
事務局職員 氏名(職名)	<p>環境部長:高橋 宗人 環境部副部長:山崎 茂(環境政策課長) 課長:山原 弥(環境対策課)、林 一成(産業廃棄物指導課) 杉本 弘(収集管理課)、尾崎 裕久(環境施設課) 中山 伸矢(代理:資源循環推進課副課長) 環境政策課:小俣 誠(副課長)、島村 浩寛(副主幹)、磯部 瑞樹(主査)、 内田 星斗(主任)、平井 花苗(主事補)</p>
傍聴人(人数)	1名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題 ・第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>・令和5年度第5回川越市環境審議会の開催について(通知)</p> <p>・次第</p> <p>・資料4 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定版(原案修正版)</p> <p>・資料5 第三次計画の施策評価</p> <p>※以下の資料は第3回審議会までに配布済</p> <p>・第15期川越市環境審議会委員名簿</p> <p>・資料1 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定版(原案)</p> <p>・資料2 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定版 概要資料</p> <p>・資料3 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定版 計画改定に向けたスケジュール</p>

議事の経過

発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>令和5年度第4回川越市環境審議会を開会させていただきます。 皆様には大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、傍聴希望者が1名いらっしゃいます。本会議は原則公開となっておりますが、傍聴を許可させていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>【異議なしの声】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、傍聴を許可させていただきます。</p>
傍聴人	<p>【入室】</p>
事務局	<p>本日は、21名の委員さんの内、14名の委員さんに御出席いただいております。川越市環境審議会規則第3条第2項に基づき、出席者が過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、はじめに小瀬会長より、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【あいさつ】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただきました、「会議次第」、「資料4 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定版(原案修正版)」、「資料5 第三次計画の施策評価」がございます。それから前回までの資料として、資料1から資料3までございます。また、資料ではございませんが、次回審議会の開催通知をお配りさせていただきました。</p> <p>以上でございますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、川越市環境審議会規則第2条第2項の規定に基づき、小瀬会長に議長になっていただき議事を進めていただきたいと存じます。小瀬会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、只今から、議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>議題の「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区画施策編)の改定」について、ここまでの会議で委員の皆様からいただいた意見等を踏まえ、原案の修正</p>

	版が提示されました。修正内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料4、資料5に基づき説明】
会長	ただいま事務局から説明がありましたが、原案の修正内容について、また全体をとおして委員の皆様から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。
委員	修正版111ページの表にある「期待するCO ₂ 削減量」の値について、修正前原案の合計321千t-CO ₂ から186千t-CO ₂ に減っていて、その理由がわかりづらかったのですが、例えば3番目のエコチャレンジカンパニー普及促進プロジェクトでは修正前原案158千t-CO ₂ から70千t-CO ₂ へと大幅に減っていますが、ここだけでもいいので説明をお願いします。
事務局	この修正につきましては、数値を減らしたというよりは、修正前原案の値がそもそも間違っていたということで、御理解いただければと思います。
委員	今の話で、70千t-CO ₂ というのは、修正版86ページ、表18、「ZEBの普及」の23千t-CO ₂ と、市が中心となった主な取組、産業・業務部門の「省エネルギー・再生可能エネルギーの機器普及」の47千t-CO ₂ の合計値かと思いますが、そのほかの計算根拠についても説明いただきたい。
会長	全部説明すると長くなってしまうかと思いますが、算定については同じように表18の値の組み合わせで出しているということでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。
会長	たとえば、修正版111ページ、表の1番目、再生可能エネルギー普及促進プロジェクトの24千t-CO ₂ は、表18、市が中心となった主な取組、家庭部門の「省エネルギー・再生可能エネルギーの機器普及」の24千t-CO ₂ が対応していると。 修正版111ページ、表の2番目、川エコ市民運動プロジェクトの15千t-CO ₂ はどこに対応していますか。
事務局	表18、「HEMS、スマートメーターの普及」が該当します。
会長	修正版111ページ、表の4番目、エコハウス普及促進プロジェクトの9千t-CO ₂ は、表18、「ZEHの普及」の9千t-CO ₂ が対応。修正版111ページ、表の5番目、グリーン交通プロジェクトの57千t-CO ₂ と、7番目、ごみダイエットプロジェクトの9千t-CO ₂ はどこに対応していますか。
事務局	グリーン交通プロジェクトは表18、「輸送の効率化」の12千t-CO ₂ と、「次世代

	<p>自動車の普及」の45千t-CO₂との合計値、ごみダイエットプロジェクトは表18、「バイオマスプラスチックの普及」の2千t-CO₂と、「ごみの減量」の7千t-CO₂との合計値となります。</p> <p>修正版111ページの表の合計値と、表18の合計値が合わないのは、表18、外的要因と「フロン類の回収・適正処理等」が含まれていないことによります。</p>
会長	<p>表18の外的要因と「フロン類の回収・適正処理等」以外は、全て重点プロジェクトに入っているということですね。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>これまでの審議会で出た意見がある程度反映されていて安心しました。「低炭素」の表現が「脱炭素」になったのが良かったです。</p> <p>修正版93ページ、図55、市の施策体系について、低炭素から脱炭素へと、日本だけではなくグローバルな流れの中でそちらの方向に動いている中で、現行の第3次環境基本計画で掲げられている事業内容とほとんど変わっておらず、その見直しをされないのか、というのがすごく大きな疑問でして、これまでの状況以上のことを目標に掲げているので、事業内容の抜本的な見直しであったり、市の予算状況に応じて事業内容の取捨選択をしたりすべきではないかなと思います。事業内容が現行計画を引き継いでいるのはなぜかということと、見直しを今後されるのかというところが気になっています。</p> <p>それに関連して、この施策体系の中で2番目の「市民・事業者の活動促進」が他の3つと並列に扱われているのはすごく違和感があります。1番目の「再生可能エネルギーの導入」や3番目の「地域環境の整備」というのは、行政、市民、事業者の全てに並列に関わってくるのですが、2番目の「市民・事業者の活動促進」というのはどちらかという縦軸みたいなかたちで他の施策体系に関わってくるものなのかなとも思いますし、そうではない部分もあるかもしれませんが、いずれにしても施策体系自体も、今回できるかはわかりませんが、今後見直ししてわかりやすいものに変えていく必要があると思います。</p> <p>今回、ここまで形ができてしまっているので難しいかもしれませんが、次の改定時期には施策体系の見直しと、事業内容に関しても、第3次計画ができたときのものをずっと引き継ぎ続けているというのはおかしい状況だと思いますので、改めて全部点検した上で、切るべき事業があれば切ってもいいと思いますし、重点的に脱炭素を進めるために必要な事業があればそのボリュームを膨らますなどの調整が必要だと思いますので、その辺を今後検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>事業内容につきましては、今回は計画の改定であるということと、基本的に、地球温暖化対策で行うことというのは、大小はあるかもしれませんが、やることはこれまでと大きく変更はないと考えておりますので、現状を引き継ぐかたちにさせてい</p>

<p>委員</p>	<p>ただきたいと思っております。</p> <p>ただ、委員の御指摘のとおり「再生可能エネルギーの導入」等については市民、事業者、行政が行うということで、そのとおりだと思いますので、施策体系について今回の改定では修正は難しいと思いますが、次回の改定時等で検討させていただければと思います。</p> <p>施策評価について資料5として配っていただいておりますが、ここで「遅れ」となっているものに関しての改善方針みたいなものは、どこかでお示しになられるのでしょうか。例えば、資料5、143ページ、「再生可能エネルギー等の普及促進」の1番目の太陽光発電に関しては「順調」、2番目の太陽熱利用機器の普及促進は「遅れ」、3番目のその他の再生エネルギー等の普及促進は情報提供について「遅れ」となっていますが、遅れているものに関しては何らかの改善策を入れないと遅れたままになってしまうと思うので、現状と別の取組なり、方針を修正するなりの対応が必要かと思いますが、その辺の軌道修正みたいなものは、どこかに明示されますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>遅れている部分については改善が必要であるということは、本計画の本文でも示させていただいておりますが、この計画の中で具体的な改善策等をお示しすることは少し難しいので、計画を2030年度に向けて進捗する中で、改善を図っていきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>資料5、148ページの「太陽熱利用の普及促進」について、平成28年度の現況値が4,170戸で、令和4年度の現況値が3,360戸に減ったにもかかわらず、令和12年度の目標値が13,200戸ということで、4倍近い増になっていますけれども、あまりにも目標が高くなっているので、その辺について今の時点でわかることを教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料5でお示した数値については、平成30年度に現行計画を策定したときの現況値、目標値となります。それに対して、令和4年度は進展が見られないということもありましたので、修正版113ページに記載されているとおり、今回の改定に合わせて目標値を4,080戸と見直しをさせていただいております。</p>
<p>委員</p>	<p>資料5、149ページ、(6)緑のまちづくりプロジェクトの「保存樹木指定事業」について、平成28年度の現況値213本、令和4年度の現況値143本、令和12年度目標値390本となっていますが、自然保護に取り組んでいる感覚で言うと、保存樹木を3倍近く引き上げることは、ほぼ不可能に近いという感じがしますが、何か根拠があって言われているのかお聞きしたい。</p> <p>関連して、「市民の森指定事業」についても、正確な数値は定かではないですが、12箇所ぐらいあったのが今6箇所ぐらいになってしまっているかと思いますが、目標値が平成28年度の現況値と同じ数値になっていて、大幅に縮小し</p>

	<p>てきている現状の中でここまでできるのかなという疑問がありますが、何か新しい施策などが出てくるかどうか、お聞かせいただきたい。</p>
会長	<p>それについては、修正版123ページで令和4年度の現況値を維持しようという目標に変わっていますね。</p>
事務局	<p>資料の作り方がわかりづらく大変申し訳ございません。資料5については、現行計画の目標値を掲載させていただいていますので、この目標値をこれからもやっていくというものではありません。資料4の修正版で一部修正をさせていただいております、「保存樹木指定事業」についても、資料5に記載されている目標値390本から、今回の改定に合わせて、令和4年度の現況値を維持するという意味で143本に見直しをさせていただきたいというところになります。</p> <p>「市民の森指定事業」につきましても同様で、できれば増やしたいという思いはありますけれども、令和4年度の現況値から減らさないという目標値にさせていただいております。</p>
会長	<p>これは民有地に対する補助なので、なかなか行政だけでは難しいところもあるので、そういう意味では、公的なところで木を一生懸命育てるとかいうので何か指標になるというののですが、一方で、苗木配布とかがありますので、そういうところで実質的に身近な緑を増やすという感じですかね。</p>
委員	<p>市長に要望書を出しましたが、今福の雑木林の(仮称)森林公園予定地について、民地があるという関係で、法律上のいろいろな問題があって中々広げられないという現状がありますが、なんとかそういったところでも緑を維持、拡大していく取組もやっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>関連して、修正版123ページについて、目標値に関しては現状維持というところですが、例えば現在、環境省で生物多様性国家戦略に書かれているのが、ネイチャーポジティブという流れです。自然を再興していこう、失われてしまった自然に関しては回復していこう、という方向性が示されております。今、世界的にもそうだと思いますが、緑化を促進していこうというよりは、失った自然を回復していこうという方向性に位置づけが変わってきているのかなと思っています。ネイチャーポジティブがわかりやすい表現かというところではありますが、失った自然を回復させていくという方向のニュアンスで、もう少し文章を見直していただければと思います。</p> <p>あと、森の現状について先ほどもお話がありましたが、正確には覚えていないのですが、過去20年間で川越市の樹林地は年間5～8haずつぐらい減っている状況です。急速なスピードで川越の森は失われてしまっているわけですが、その1つの大きな要因として、税負担があるのかなというところがあります。川越の森は民有地がたくさんあって、その民有地を維持していく上で、税が負担になっていて、結果的に森が失われているというところがあると思うので、今後の行</p>

	<p>政の政策、取組として、その税負担の軽減処置のようなものを検討していただきたい。例えば、重点プロジェクト⑥の行政の施策・取組の中に、税負担軽減のための検討を図っていきますとか、施策を講じていきますということを、ぜひ加えていただきたいと思います。</p> <p>もう1点、川越には林業従事者はほとんどいませんので、森を守っていくというのがとても困難な状況になっていると思います。そもそも、農家が森を持っているので、森づくりをしている人がいない状況です。ですので、行政には森林管理の担い手を育成するサポートをしていただきたい。</p> <p>川越で持続可能なかたちで森を維持していくためには、まず担い手を育て、税負担を軽減すること。それがないと、いくら保存樹木や市民の森を指定したとしても、結果的に行政側の財政状況を圧迫するだけで、何ら持続可能なかたちではないと思いますので、そういった政策を盛り込んでいただければと思います。</p>
事務局	<p>まず、森を守っていくということが大事ではないかというお話について、おっしゃっていることはよくわかります。ただ、現在川越市の人口は35万人まで増えてきておりますが、川越は元々江戸の時代から栄えていて、そこに鉄道ができ、さらに人が移り住んできて、その移り住んできたところは残念ながら、森を切ったりだとか、田畑を宅地にしたりして、今の大きな、人の集まる賑わう街になってきたということも事実でございます。我々も環境政策部門ですので、委員のおっしゃるとおり森を守っていききたいという思いもちろんありますが、今でも川越市は人口が微増傾向というところで、川越が発展してきているという歴史を見ますと、致し方ない部分もあるのかなと考えております。ただ今後、今残っている森をどうにか守っていききたいというところでは、思いは同じでございます。</p> <p>税の軽減をしてはどうかという御提案につきましては、私共の部門だけでは答えを出すのが難しいところがあります。森の税に関することになりますと、税部門との話し合いや、他市とのバランス等を見ていかなければいけませんので、3月末までの地球温暖化対策計画改定への反映について、その可否をすぐにご回答するというのは非常に難しいと考えております。こちらについては、次年度以降に計画策定が始まる、次期環境基本計画のほうに持ち越させていただいて、検討させていただければと思います。</p> <p>同様に、林業の担い手育成支援につきましても、温暖化対策計画に記述するというよりは、次期環境基本計画・緑の基本計画策定の中で、議論させていただきたいと考えてございます。</p>
委員	<p>ぜひ、次期環境基本計画のほうで、今お話したような内容について、踏み込んだ検討をしていただければと思います。</p>
委員	<p>資料5、147ページ、④身近な緑地の保全、緑化の推進における「くぬぎ山自然再生事業の推進」について、実際にくぬぎ山の活動を見てみて、所沢市を中心にある程度頑張っていると思います。都市部では25%宅地が増えているという資料</p>

	<p>も出てきているように宅地化はどんどん進んでいますけれども、本当に守れるのはこういった周辺部の、他市町と隣接するような森林を共同して守っていくというのが大きな緑の保全につながると思いますので、川越市においても、この辺の力添えをよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>くぬぎ山につきましては、埼玉県を中心に今おっしゃられたように、関連する川越市、所沢市、狭山市、それと三芳町で話し合いを持ちながら守っていき、保全をしてきたスタイルでございますので、本市も協議会に参加させていただきながら、その森の守り方については検討させていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>関連して質問ですが、修正版102ページでは記載がなくなっていますが、修正前の原案100ページに記載のあった、くぬぎ山の「近郊緑地保全区域」への指定については、結局指定されたのか、それとも指定されずに終わってしまったものですか。</p>
事務局	<p>これは、ずっと昔から議論されてきた問題ですけれども、指定するにしても地権者さんの合意が少なくとも必要な部分になっていて、現状、その話し合いは行われておらず、「近郊緑地保全区域」には指定されておられません。</p>
会長	<p>そうすると現状をみて諦めたということで、修正版からは『「近郊緑地保全区域」への指定』の文言はなくなったということですか。</p>
事務局	<p>「近郊緑地保全区域」という守り方は、緑を守っていく方法の1つでございますので、他に都市緑地の指定ですとか、いくつか制度がございますので、そういったところも検討しながら、というかたちになっていくのかなと思います。</p>
委員	<p>以前、川越市の姉妹友好都市である福島県棚倉町を旅行したことがありまして、町内に「川越市民の森」という看板がありました。棚倉町に川越市民が森林に親しむことができるような「川越市民の森」があるということ、たまたまその前を通って初めて知ったので、所管がどちらになるかわからないですが、今その市民の森は解消したのか、解消せずに残っているのか、せつかくの友好都市との関係で市民の森があるということであれば、もう少しPRしたり、保全の取組であったり、あるいは市民が棚倉町に出向いたときに、楽しむことができるような友好関係を再構築したらいいのではないかなと思いますが、現状どのようになっているか、もしわかれば教えてください。</p>
事務局	<p>棚倉町の市民の森について、現状、環境部では管轄しておらず、管轄部署までは今すぐにはわからなくて申し訳ないのですが、友好の森というような形で位置づけた森があるというのは存じ上げております。委員のおっしゃるとおり、それを活用して何か森に親しんでいけるような事業ができればいいなどは思っております。</p>

委員	<p>子供たちが森林に親しむであるとか、あるいは川越市が森の維持に貢献することができないとか、いろいろ考えられることはあるかと思いますが、まず知られていないのは残念だということですね。今、温暖化対策という切り口で検討している中で、川越は森林というか林業はなかなか馴染みがないのかもしれませんが、そういった森を大事にしていくことも考えていただけたらいいのかなと思います。</p>
事務局	<p>実はその棚倉町にある森につきましては、CO₂の吸収源として何か活用できないかということで、検討を始めたところもございます。CO₂を数値として差し引くためには、条件がいくつか必要になってくるというところまでは調べておりますが、そのようなこともできないかということを考えているところでございます。</p> <p>ただ委員のおっしゃるとおり、まずは知ってもらうというのが大事でございます。例えば、現地に行って実際にその森を体験してもらって何か教育に使うとか、そういった活用ができればと思っておりますので、そこについても検討してまいりたいと思います。</p>
委員	<p>修正版103ページ、②発生抑制(リデュース)の促進に、「生ごみ処理機器等の購入費補助等により」とありますが、「等」ということで他にどのようなことをされているか教えていただきたい。</p> <p>また、似たところで、修正版98ページ、②雨水利用の普及促進に、「補助制度等により」とありますが、ここについても補助制度以外に何かあるのか教えてください。</p> <p>あと、修正版95ページの「エコチャレンジファミリー認定事業」について、前回お聞きしたときに、電力会社のシステムで電力状況を見られるので事業があまり進んでいないというような説明があり、また、資料5の143ページでも「遅れ」となっていますが、私はファミリーで環境活動推進というのを進めてほしいという気持ちがありますので、このままでいいのかなと思っていて、他に何か考えられているのかということを知りたいです。</p>
事務局	<p>修正版103ページの、生ごみ処理機等の購入費補助等については、家庭から出されるごみの約80%は水分が占めていますので、こういった生ごみ処理機の購入費補助によって家庭の生ごみの減量化を進めたいということもありますし、補助等の「等」の部分につきましては、広報誌やホームページ、SNS、ごみ分別アプリといった媒体をとおして、家庭から排出されるごみの減量化を推進していきたいという意味で、この「等」を付け加えております。</p>
事務局	<p>雨水利用の普及促進について、補助につきましては下水道部門で行っている事業で、屋根から落ちてきた雨水を雨樋のところで取り出す装置をつけて、貯留して、その雨水を植木の水やりや打ち水などに使ってもらおうというような貯留装置</p>

	<p>に、補助金を出している事業です。補助制度等の「等」につきましては、下水道部門に確認しないとわからない部分もありますが、先ほどの生ごみ処理機のお話と同様に、補助制度の情報提供等によって、雨水利用の普及促進を図っていくという趣旨であります。</p> <p>エコチャレンジファミリー認定事業につきましては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあるのかもしれませんが、申請がないという状況で、やっている内容としまして、修正版115ページを見ていただきますと、事業で使用している機械の写真が出ておりますが、この省エネナビが、ご家庭の分電盤に取り付けて電力を測定する機械で、簡易電力計というのは、コンセントに差し込んで電化製品の電力を測る機械ですが、これらが古くなってきてしまっていることもあり、なかなか事業が進められていないというような状況があります。</p> <p>ただ委員ご指摘のとおり、家庭での取組というのを図っていく必要があるかと考えておりますので、具体的に今お示しすることはできないですが、何らかの方法で検討していきたいと考えております。</p>
会長	<p>前も申し上げましたが、今はスマートメーターが各家庭に入っていますので、電力量の把握というのはわざわざ機械を差し込まなくても、おそらく全家庭でできるようになっているので、その辺を使ったものがうまくできるといいですけども。民間の事業者等では今そういった取組をやり始めていて、私も来年は参加する予定です。</p>
委員	<p>資料5、145ページの「緑のカーテン事業の推進」ですが、緑のカーテンは私の感覚ですけども、残念ながら下火になっているように思いますが、公共施設で見たのは市役所の琉球朝顔、これはできれば在来種のほうでやって欲しいですがそれは別問題として、川越市内の公共施設で緑のカーテンをやっているところが他にないように思いますが、「順調」と評価されているので腑に落ちないところです。知人が家庭で緑のカーテンをやっていましたが、どうしても猛暑のベランダでやるというのが上手くいかないような状況もありましたけれども、実施している公共施設が他のどこにあるか、今後どうなっていくかを教えていただきたい。</p>
委員	<p>自治会連合会で緑の募金というのを皆さんにお願いしています。その中から一部、緑のカーテン事業に充てられていて、大東南公民館やその他の公民館でも緑のカーテンを実施しており、川越市環境政策課みどりの担当から、公民館に管理その他をお願いしています。</p>
事務局	<p>緑のカーテン事業については「公共施設で」と記載しておりますけれども、自治会館等にも設置をさせていただいて御協力いただいているところもございます。公共施設のほうでは、市役所本庁舎の他に、南古谷市民センター、大東市民センター、職業センター、保育園12園、特別支援学校や、小さいところだと上戸の緑地管理詰所など、そういったところに設置しておりまして、過去5年度で申します</p>

	<p>と、令和4年度は31箇所、令和3年度は27箇所、令和2年度は36箇所、令和元年度は69箇所、平成30年度は70箇所緑のカーテンを実施させていただいているという実績がございます。</p>
委員	<p>以前の審議会で、公共施設88箇所に太陽光発電設備を設置してあるが、使用不能になった所に再度修理とかをお願いしても煙たがられている、というようなことをおっしゃられていましたが、現在、公共施設で太陽光発電が機能していないところ、また、今後どうしていくのかをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>具体的な施設名はこの場でお答えはできないですが、前回の審議会でもお話しさせていただいたとおり、環境部としてはできる限り、直して使えるものは使っていきたいと考えておりますが、各所管する施設では太陽光発電設備以外にも修繕しなければいけないもの等諸々あって、優先順位などもあるかと思っておりますけれども、こちらからはお願いするスタンスでやっていきたいと考えておりますし、できれば環境部でも予算があれば、直していきたいと考えております。</p>
委員	<p>ちなみに、88箇所中、何箇所の太陽光発電設備が使えない状況ですか。</p>
事務局	<p>13箇所程度だったかと思えます。</p>
会長	<p>ちなみに、緑のカーテンについては鶴ヶ島市でかなり積極的に、市民団体が中心となってやっています、展示会のような感じで12月くらいに成果を写真で展示ということをしています。川越市も以前は、市長からの表彰などもやっていたけど、そういうところはもうやらないのですかね。</p>
事務局	<p>それにつきましては、コロナ禍以降、やられていないような状況です。</p>
会長	<p>緑のカーテンで表彰などするのは、意識付けという意味では非常にわかりやすいですね。</p> <p>あと、鶴ヶ島市では緑のカーテンでヘチマを育てて、それを廃棄物、例えばプラスチックの削減とかに結びつけていくようなことをやっています。見せ方というか市民への啓発方法という意味では、シンボルマークを作るとか、鶴ヶ島市はかなり上手くやっているように思います。</p> <p>あとは新座市だと、駅前から市役所までそこら中にゼロカーボンシティののぼりがあるけど本気度を感じましたが、川越市でそういうものを1回も見ただけでなくて、市の努力はわかりますけれども、市民はそういうものを見て感じる場所が大きいので、もう少し宣伝について、お金はそれほどかからないと思うので、新座市はエレベーターとかにも全部貼ってありますから、そういうところは見習ってほしいなと思いました。</p>

委員	<p>修正版97ページに、(3)住宅建築物の省エネ化とあって、①の「建築物対策の推進」という文言について、一定規模以上の建築物対策の推進ということだと思えますが、この表現だと少し日本語としてわかりにくいなと思えました。</p> <p>もう1点、④の「省エネ住宅の普及促進」が重点プロジェクトになっていないのがおかしいと思っていて、重点プロジェクトの4番目、「エコハウスの普及促進プロジェクト」と1番紐づいているのが、省エネ住宅の普及促進だと思えますので、修正版97ページの(3)、④についても、《重点④》というのを加えたほうが良いと思えます。また、(3)住宅建築物の省エネ化の中で、この「省エネ住宅の普及促進」が4番目に来ていますが、多分これが1番大事なところだと感じていて、住宅の断熱化やZEHを進めていくかで省エネ住宅を普及するというのが、この省エネ化の1番最初に来るのかなと思うので、順番的に1番上の最重要事業なのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>2点目の「省エネ住宅の普及促進」のところは、重点プロジェクトに位置付けることについて検討させていただければと思います。</p> <p>1点目の「建築物対策の推進」については、こちらは一定規模というのが延床面積で2,000平米以上の建物を対象に、新築、増築、改築を行う際には、市にあらかじめ計画書を提出してもらい、その内容を市のホームページで公表させていただくという取組になります。わかりづらいということで、「建築物対策の推進」という文言につきましては、検討させていただければと思います。</p>
会長	<p>否が応にも、この辺はかなり国の法律や規制がすごい厳しくなってくるかと思いますが、市としてもできることをやっていただきたいと思います。</p> <p>ついでにですが、この「省エネ住宅の普及促進」というのは少しわかりにくいところがあって、新築は当然ZEHが標準になってきますけれど、改修についてもやはり大きく関わっていて、ただ、断熱なんかは意外と知られていなくて、鶴ヶ島市で開催された講演会では意外とみんな我慢して、なるべくエアコンを使わないようにしている、なんて話もありましたが、例えば窓の改修についてとか、そういう情報提供等、市にできることは限られますが、改修についても念頭に置くと良いかなと思えました。計画に記載されている表現だと、いまいちその辺がわかりにくくて、高断熱、高气密住宅、ZEHというのは新築しか対象にならないような感じなので、省エネ改修とか断熱改修とか、そういったことも盛り込んでいただくと、政策として良いかなと思えます。</p>
委員	<p>今の関連で、国等でも確かエコホーム支援事業みたいな補助金を出していて、国と県の両方だったかと思いますが、中古住宅のリフォームについても補助金を出しているというところがあって、市の財源で補助金を出すのは難しいけれども、そういった国や県の補助制度の情報提供を市でやるというかたちでも良いと思えますので、中古住宅やリフォームに関しての省エネ化も促進していくということを、</p>

	<p>加えていただければいいのかなと思います。</p>
事務局	<p>国の補助事業につきましては、市のホームページでも紹介させていただいておりますので、計画への文言追加についても、検討させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>資料5の149ページにある、ごみダイエツプロジェクトについて、リサイクル率について進展が見られないということですが、修正版124ページ、行政の施策・取組の⑤にある「集団回収を支援し」というところと、市民の取組の③「地域の集団回収への協力に努めます」というところの、具体的に行っている対策を確認したいのですが。</p>
事務局	<p>修正版124ページ、「自治会や子供会が自主的に実施している集団回収を支援し」というところは、市から集団回収を実施した団体に対して、キロ当たり6円の報償金を交付、支援し、減量化、資源化を図りますという意味でございます。市民の取組については、地域におけるごみの減量化、資源化を推進するために、集団回収事業に協力しますという内容でございます。</p>
委員	<p>市民の取組の③の「努めます」について、その集団回収している自治会員とか子供会が、増えているのか減っているのかを含めて気になるのですが、進展がないということは、この「努めます」という意味をどう捉えたらいいのかなという確認です。</p>
事務局	<p>コロナ禍以前では、たくさんの団体が集団回収事業に参加いただいていた状況でしたが、コロナ禍以降は団体数が徐々に減ってきておりますので、実施団体数、それから資源化を進めたく、自治会やPTA、子供会に協力いただきたいということで、このような記述になっております。</p>
委員	<p>これから更に「集団回収への協力に努める」という考えを広げていくように検討していくという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。</p>
会長	<p>今年の5月にコロナ明けになっているので、年度計画からするとあまり進んでいないものが結構ありますよね。来年からどうなるかというところですが、これを機会に見直して事業をやめてしまうというのがあるので、またすぐに数字が元に戻るといったことはないと思いますが、大事な事業ですし、この計画にも書いてありますので今後も努めていただきたいと思います。</p>
委員	<p>資料5のなかに様々な事業の評価がありまして、「順調」だったり「遅れ」だったり色々ありますけれども、唯一、146ページの「地域のエネルギーの有効利用」と</p>

	<p>というのが「未着手」という評価ですが、これは何か弊害があって未着手なのか、今後どういうふうにしていくのか、わかる範囲で教えてください。</p>
会長	<p>これは、どこかでやろうとしたということですかね。</p>
事務局	<p>やろうとしているという以前に、そういう具体的な事業がまだない状況となります。事業概要に記載されている「エネルギーの面的利用」というのは、例えば、住宅街全部のエネルギーについて、その住宅街の中だけで利用が図れるような仕組みづくりをするということが「地域のエネルギーの有効利用」ということになるのですが、そういった部分で具体的に適した事業がないというのが現状でして、まだ検討もできていないような状況ですので、未着手という言い方をさせていただいています。</p>
委員	<p>県か国のほうでこういう項目があったから載せました、というような感じですか。</p>
事務局	<p>現行計画策定時に、温暖化対策ということでエネルギーの地産地消もそうですが、なるべくその区域でエネルギーを使うというのが理想だという意味もあって、こういったエネルギーの面的利用を検討しますと載せさせていただいてはおりますが、その後、実際に検討するにもなかなか着手できていないということで、「未着手」とさせていただいております。</p>
委員	<p>「事業がない」という表現は、具体的に事業をしているところがないということですかね。そういうことであれば、行政が率先してやるべきではないかと思えますけれども、このことに限りませんが、計画に挙げた以上はそれなりの思いをもってやってもらいたいという気持ちがありますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>これについて行政だけでやるというのは、なかなか難しい問題であると私共は捉えています。例えば、大きな住宅開発があって、行政と、例えば東京電力とその開発業者とで、大きい太陽光発電設備を各住宅の屋根に載せて、大きな蓄電池をそのエリアで1箇所を作る、そういった町を作りましょうというようなお話が前もってあったりですとか、あとは我々がそういったところを仕掛けていたりしないと難しいところがあって、こういうケースがあればモデル事業としてできるのですが、なかなか我々が手を挙げられるようなケースに適した場所がないということと、電力会社や開発業者とで手を組んでやるということがまだシステムチックにできていないものですから、その辺は我々も課題として考えておりますが、現状としてはできていないということで、未着手というかたちになります。</p>
会長	<p>川越市は、住宅地の開発というのはなかなかないですよ。昔だったら公団とか民間でもあったと思いますが、私も川越市に住んで25年になりますけど、そういう大きな開発というのはほとんどなくて、本川越駅の西口ところは少しあったくらい</p>

	<p>ですか。あとは、市街地開発で、例えば、川越駅西口のエリアもありますが、少し小さくて、面的になるのは難しいかなという感じですね。</p>
委員	<p>大型の開発が関連するようなイメージになってきたので、それだったら逆にやらなくていいかなという思いが出てきましたね。</p>
委員	<p>今の面的利用についての話ですが、私はむしろこれは、今後すごくやったほうがいいと思います。区画の中にあるエネルギーの地産地消を完全に図るということで、オフグリッドでエネルギーの面的利用をするっていうところで、未着手なのが気になりますが、例えば、候補地の選定からやるとか、興味のある事業者に手を挙げてもらうとかで、2030年度は無理かもしれないけれど、2050年度ぐらいまでには、一部の区画で面的利用するような候補地をつくっていくというのは、川越市でも絶対にやったほうがいいと思います。</p> <p>例えば、あまり活性化してない商店街のアーケード改修で全部太陽光パネルをつけることによって、その商店街周辺を面的利用でオフグリッド化するといったことができると思います。使われてない空き地だったり駐車場だったりとかあると思うので、比較的規模が大きそうではありますけれども、事業者と連携をとって売電収益を地域に還元して、何年間かで事業費の回収をするというようなかたちでしっかりと計画を立てれば、面的利用も不可能ではないと思います。単純な話、今払っている電気料金を地元の会社に払うということで、その地元の会社とWIN-WINだと思います。住民からしても、事業者からしても、川越市の電力事業者に対して電気料金を支払いということは、面的利用をすることによる大きなメリットだと思うので、他の事業を置いておいても、ここにエネルギーを集中したほうがいいなと思うところがあります。</p>
事務局	<p>おっしゃりたいことはよくわかります。我々も何か適地があればやってみたいと思っておりますけれども、大きく開発されるような、まとまってできる適地が現状としてはない状況です。ですが、チャンスがあればやってみたいと思っておりますので、諦めることなく調査研究していきたいと思っております。</p>
会長	<p>思いつくところでは、例えば、千葉の柏とか越谷レイクタウンとかがありますがけれども、川越市ではそういう適地というのはなかなかなさそうだなという印象ですね。商店街の話も出ましたけれど、色々な可能性がありますので、この面的利用は未着手ではありますが、可能性としては残しておいてもいいのかなと私は思います。</p>
委員	<p>資料5の143ページ、(2)①の5番目に「地産地消」という言葉がありますが、正直なところ、スーパーとかで地産地消の川越産の食材を買うこともありますけれども、フードマイレージが小さいにも関わらず、残念ながら高いですね。大量生産ができないから、どうしても高くなるという傾向はあると思いますけれども、地産地消の食材を少し高めでも買うという人もいますが、高いので買わないという人もやはり</p>

事務局	<p>いますので、地産地消の推進ということで、農家とかに補助をして、何らかのかたちで消費者に還元できるような政策をやってもらえば嬉しいと思います。</p> <p>地産地消につきましては、せっかくできた野菜などを、燃料をかけて遠くへ持っていくというのは、地球温暖化対策という面ではあまりいいことではないですので、地元で流通すればいいなという思いがあります。</p> <p>あとは、地元農家さんで商品をつくったときに、フードロスの観点から言うと、曲がった野菜などがなかなか出荷できないでそのまま捨てられているという現状があります。そういったところで、消費者の考え方を考えるところが我々行政の役目というところもありますので、曲がった野菜でもおいしいものはおいしいので、そういった野菜を手に入るようなシステムづくりだったり、啓発だったりとかができればいいなと思っています。</p> <p>フードマイレージという考え方もありますし、もう1つはフードロスという考え方で、3分の1の商品は食卓に届かず捨てられるという現状が世界ではあるらしいということを知っていますので、そういったところも減らしていければいいなと思っています。</p>
委員	<p>修正版103ページの生ごみ処理機等の購入費補助等の件ですが、私も実際に「キエーロ」を使っているのですが、「キエーロ」に対しても補助金等をぜひとも考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、「キエーロ」は補助金の対象外となっていますが、今後、補助対象に入れるかどうか、部内で検討していきたいと思っています。他の自治体では対象としているところもありますので、そういったところを見ながら検討していきたいと思っています。</p>
会長	<p>皆様、活発な御意見ありがとうございました。かなり時間も経ってききましたので、以降は次回に持ち越したいと思っています。引き続き、委員の皆様よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、次第「3 その他」について、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。お持ちの方は資料3を御覧ください。</p> <p>資料について1点訂正がございまして、意見公募手続(パブリックコメント)が1月9日から2月8日までと記載されておりますが、実際には、1月4日から2月2日までの実施となります。</p> <p>その結果につきまして、次回の審議会でご報告させていただきたいと思っております。計画の改定につきましては、次回の審議会が最後となりますので、市長への答申案につきまして委員の皆様にご審議いただき、その後、2月中に会長から市長へ答申を行っていただき、3月に計画改定となる予定です。</p>

	<p>次回の審議会については、2月9日(金)の10時から、第1・第5委員会室ということで、本日と同じ時間・会場となります。また、本日と同じ資料を御持参いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、これもちまして議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>小瀬会長ありがとうございました。それでは、閉会のことばを小瀬会長よりお願いいたします。</p>
会長	<p>以上をもちまして、本審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p>